

関市社会福祉協議会マスコットキャラクターの使用に関する取扱要項

(趣旨)

第1条 この要項は、関市社会福祉協議会マスコットキャラクター（以下「キャラクター」という。）を適切に使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(基本デザイン等)

第2条 キャラクターの基本デザインは別図とし、その愛称は「わっかちゃん」とする。

(使用対象者)

第3条 使用対象者は、関市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が主催、共催、後援するイベント等を行う関市内の福祉関係団体のほか、本会が適当と認める団体とし、個人の使用は認めないものとする。

(使用許可申請)

第4条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、関市社会福祉協議会マスコットキャラクター使用許可申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を会長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を省略することができる。

- (1) 国、地方公共団体又は公益法人等が非営利目的で使用する場合において、会長が許可申請の手続をする必要がないと認めたとき。
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等が報道の目的で使用する場合において、会長が許可申請の手続をする必要がないと認めたとき。
- (3) 前2号に定めるときのほか、会長が許可申請の手続をする必要ないと認めたとき。

3 キャラクターの使用許可を受けた後、内容を変更しようとするときは、再度申請書を提出し、その許可を受けなければならない。

(使用の許可)

第5条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容について審査し、適当と認める場合は、キャラクターの使用を許可するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その使用を許可しないものとする。

- (1) 本会の信用又は品位を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用しようとするとき。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
- (4) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるときのほか、会長がキャラクターの使用を適当でないと認めたとき。

2 会長は、前項の規定によりキャラクターの使用を許可・不許可については関市社会福祉協議会マスコットキャラクター使用許可・不許可通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の規定によりキャラクターの使用を許可する場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

4 前項の規定は、前条第2項の規定により申請書の提出を省略することができると認められた者について準用する。

(使用上の遵守事項)

第6条 キャラクターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (2) 使用許可の範囲を逸脱しないこと。
- (3) 別に定めるデザインマニュアルに定められた形状、色彩等に従って正しく使用し、その一部のみを使用し、変形し、又は他の図形若しくは文字と重ねて使用しないこと。ただし、会長が認めた場合は、この限りでない。
- (4) キャラクターを独占的に自己のものとして、商標や意匠に使用しないこと。

(使用許可の取消し)

第7条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクターの使用許可を取り消すことができる。

- (1) この要項に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正の手段により使用許可を受けたと認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に認めたとき。

2 会長は、前項の規定により許可を取り消された者に対して使用物件の回収を求めることができる。

3 前2項の規定は、第4条第2項の規定により申請書の提出を省略することができると認められた者について準用する。

(委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要項は、令和8月1月1日から施行する。

別図（第2条関係）



関市社協公式マスコットキャラクター

「わっかちゃん」

別記様式第1号（第4条関係）

関市社会福祉協議会マスコットキャラクター使用許可申請書

年　　月　　日

社会福祉法人関市社会福祉協議会
会長 様

申請者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者名
電話番号

関市社会福祉協議会マスコットキャラクターの使用に関する取扱要項第4条第1項の規定により、関市社会福祉協議会マスコットキャラクターの使用許可を申請します。

記

使用目的	
使用品目	広報誌・冊子・チラシ・ポスター その他（具体的に）
使用期間	年　月　日～年　月　日
製作数量	／年・月
使用概要	(何に、どのように使用するのかを記載してください。)
販売の有無	有（　　円）・無

添付書類

- 1 使用する内容が分かる見本又は広告等の原稿
- 2 その他会長が必要と認める書類

別記様式第2号（第5条関係）

関市社会福祉協議会マスコットキャラクター使用許可・不許可通知書

年　月　日
様

社会福祉法人関市社会福祉協議会
会長

年　月　日付けで申請のあった関市社会福祉協議会マスコット
キャラクターの使用に関し下記のとおり決定しましたので通知します。

記

使用の可否	許可	不許可	
使用方法			
使用期間	年　月　日	～	年　月　日
備考			